

## Trans Ocean Shipping Co., Ltd. (船舶管理会社) に対する安全勧告

(2017. 9. 28 安全勧告)

(貨物船 CITY 乗揚事故)

山形県酒田市酒田港付近 2016. 1. 10 発生)

本事故は、CITYが、錨泊中、気象及び海象情報を適切に入手しておらず、また、Trans Ocean Shipping Co., Ltd. の安全管理マニュアル等に、バラスト航海状態時における限界係駐力と限界風速、同航海状態時における風圧及び主機出力を考慮した保針操船の限界等の耐航性に関する記載がなかったことにより、船長がCITYの耐航性を把握していなかったため、安全な水域に避難する時機を逸し、沖へ向かおうとしたものの操船不能となったことにより発生したものと考えられる。

CITYが、気象及び海象情報を適切に入手していなかったのは、船長が気象及び海象の解析図を見て天候の悪化を示す兆候がないと思い、他の気象情報を入手していなかったことによるものと考えられる。

このことから、運輸安全委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、CITY の船舶管理会社であるTrans Ocean Shipping Co., Ltd. に対し、以下のとおり勧告する。

- (1) Trans Ocean Shipping Co., Ltd. は、必要な気象情報の入手について、管理船舶の船長を指導すること。
- (2) Trans Ocean Shipping Co., Ltd. は、安全管理マニュアルに、バラスト航海状態時における限界係駐力と限界風速、同航海状態時における風圧及び主機出力を考慮した保針操船の限界等の耐航性に関する情報を記載すること。